

鳥取県告示第 509 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町下野字船ヶ谷上分743、743の1、743の2、字水目谷口下分746、749、750、751の1、758の1、758の3、758の5、758の8、758の13、758の31、758の32、字船ヶ谷下分764、764の2、字和見谷東側口分1238の1、1240、字小谷1243の1、1244、1246、1248、1249の1、字寺ノ谷1253、大江字蒲原5、6、字尼ヶ瀧上エ1381から1384まで、1386の1、1386の2、1387、字大小谷1925から1927まで、字紙屋谷大谷口東平奥1929、1933、1934、1937、1938、字祖母ヶ谷大杖1957、1957の1、1958、1958の1、1959、字織尾1960、1962、1962の1、字中ノ谷1967、1968、1969の1、1969の2、字祖母谷西平1970、1971、1972の1、1972の2、1973の2、1974から1976まで、字ゲンザウ1978、字茗荷1980から1983まで、1983の1、1984、1986、字大櫛谷上ミ平1987から2001まで、字大櫛谷空山2005の1、2006、字大澤2011から2013まで、字爪ヶサコ2014、2018から2021まで、2024、字大櫛谷西平2025から2030まで、字大櫛谷口下モ2032、2033、字小櫛谷上ミ平2034から2036まで、2036の1、2037から2040まで、字和庄谷下モ平2113、字西小谷2123の1、2124、2126、2127、2128の1、2128の2、2129の2、2129の3、2130、2133、字下モ平2134、2135、2136の1、2137の1、2138、字蒲原上エ2146の1、2147、2148の1、2149の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）